

上野原市地域公共交通活性化協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上野原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第8条第5項の規定に基づき、上野原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 議長は、会議場の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続き)

第3条 一般傍聴人として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において一般傍聴人傍聴受付簿（様式第1号）に傍聴者の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 報道関係者として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において報道関係者傍聴受付簿（様式第2号）に報道機関の名称及び傍聴者の氏名を記入しなければならない。

(傍聴席の入席制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の危険行為)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の行為をしてはならない。

- (1) 会議の発言に対する拍手その他の方法での賛否の表明
- (2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為

- (3) はち巻、腕章の類の着用などによる示威的行為
- (4) 飲食又は喫煙
- (5) その他会議場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為
(撮影及び録音等)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、規約第8条第5項のただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 議長は、傍聴人がこの規定に違反すると認められるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月21日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

一般傍聴人傍聴受付簿

年 月 日

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

様式第2号（第3条関係）

報道関係者傍聴受付簿

年 月 日

番号	報道機関の名称	傍聴者氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		